



2023年9月19日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 千葉 理恵

(コード番号:3228 東証プライム市場)

問合せ先: 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明

電話番号: 03-5381-3212

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年10月5日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日: 2023年10月5日（木曜日）
- (2) 公告日: 2023年9月19日（火曜日）
- (3) 公告方法: 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

https://san-a.com/ir_information/publicnotice/

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2023年8月16日付「株式会社オープンハウスグループによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、株式会社オープンハウスグループ（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年8月17日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除く。）を取得することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としております。しかし、本公開買付けの成立及び決済の完了後、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除く。）を取得できず、かつ、公開買付者の所有する当社の議決権の合計が当社の総

株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を2023年11月上旬から中旬を目処に開催することを当社に要請する予定とのことです。

当社は、本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者によるこれらの要請がなされた場合には、本臨時株主総会において、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨等の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定であることから、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。

なお、本臨時株主総会は2023年11月上旬に開催する予定ですが、開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（但し、当社及び公開買付者を除きます。）全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以上